

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
1	入札公告							Summary	「12 Summary」の内容が全て英語表記となっておりますが、何か意味があるのでしょうか。	本事業は、WTO政府調達協定を受けるものであることから、概要を英語表記で示しています。
2	入札説明書	8	2.10	イ				事業の実施スケジュール	本事業の設計・施工期間には、建築基準法48条の手続きが加味されている期間との認識でよろしいでしょうか。また、住民との合意が図られているため、48条の手続きによりスケジュールが伸びることは基本的にないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、建築基準法48条の手続きを含めた設計・建設期間としています。
3	入札説明書	17	3.4.5					配送校見学会	「入札参加者は必ず参加すること。」とございますが、本事業に配膳室改修工事等の整備業務は含まれておりませんので、見学の目的としては運營業務に含まれる配膳業務実施のための見学と配送車両が校内を安全に運行可能かの運營業務のための見学と捉えて間違いありませんでしょうか？参加者三人の人数のための質問になります。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	17	3.4.5					配送校見学会	配送校見学会の参加人数は「1入札参加者につき3名まで」とのことですが、当日参加する者は「入札参加者」を構成する代表企業、構成企業、協力企業のいずれかの企業だけでもよろしいでしょうか。「配送校見学会に参加しなかった入札参加者は、入札に参加できない。」とあるのですが、人数制限もありますので、例えば構成企業と協力企業だけの参加という場合でも入札参加資格を失わないかの確認です。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	18	3.4.6	(6)				個別対話の記録について	個別対話について、確約書・確認書等の書面のやり取りは行わないとのことですが、事業者としては個別対話の結果を踏まえて提案を行うため、記録としての議事録を作成し双方で確認する行為は行うべきと考えます(ほかグループには非公開とする)。ご検討をお願いします。	ご意見を踏まえ、個別対話の方法を検討させていただきます。
6	入札説明書	20	3.4.7	(3)	キ	(ア)		入札予定価格	入札予定価格に入札額が収まっていることの確認は、「税込み金額」にて行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	20	3.4.7	(3)	ク			サービス対価A1	細節クが以下のとおり、2節あります。 「ク サービス対価A1」 「ク 入札時算定用年間提供食数」 つきましては、「ク 入札時算定用年間提供食数」→「ケ 入札時算定用年間提供食数」へ変更し、以下順次細節繰り下げをご検討ください	修正します。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
8	入札説明書	20	3.4.7	(3)	ク			サービス対価A1	なお書き第二文により「この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、事業者の負担とする。」とありますが、事業契約別紙4-1 2 (1) ①また書きにより、「…市がその追加費用を合理的な範囲で負担する。」との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、入札説明書を修正します。
9	入札説明書	20	3.4.7.	(3)	ク			金融機関への事務手数料	事業契約書案(p.58)別紙4-1 2.(1)①では、サービス対価A1に変更が生じ、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合は、市がその追加費用を合理的な範囲で負担するとございます。入札説明書についてもそれに合わせてご修正頂けますでしょうか。	No8を参照ください。
10	入札説明書	20	3.4.7	(3)	ク			入札時算定用年間提供食数	「…事業期間を通じて9,000食/日を提供食数として算出すること。」とありますが、アレルギー対応食と一般食(アレルギー対応食以外の給食)でそれぞれ変動料金単価が異なる提案をする場合、サービス対価Cの変動料金は、一般食は8,910食/日・アレルギー食は90食/日として算出すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書	20	3.4.7	(3)	ク			入札時算定用年間提供食数	「なお、年間給食提供日数195日とする。」とありますが、サービス対価C第1回目と最終回第58回目のそれぞれの業務履行期間における給食提供日数をお答えください。	第1回目:48日 第58回目:67日 ただし、年度により行事の日程が変更になる場合もあります。
12	入札説明書	20	3.4.7	(3)	ク			サービス対価A1	「※1」にて、工事費には、事前調査費、設計費、工事監理費も含むとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	入札説明書	20	3.4.7.	(3)	ク			サービス対価A	初期調達費消費税相当額は、様式28-6①の消費税相当額と御座いますが、事業者が提案する工事費※1に対応する「様式28-6①の費目1～10及び13, 14の合計金額」に対する消費税相当額という理解で宜しいでしょうか。それとも、「様式28-6①」の消費税相当額(B79)という理解で宜しいでしょうか。	「様式28-6①」の消費税相当額(B79)となります。
14	入札説明書	20	3.4.7.	(3)	ク			サービス対価A	初期調達費消費税相当額は事業者が提案する工事費※1に対応する消費税の理解ですが、「事業者が提案する工事費※1」の「税抜」から「交付金配分基礎額※2」の「税込」を控除した額に75%を乗じた後、交付金配分基礎額(税込)と合わせて加算する理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、入札説明書の※2の記載内容を変更しておりますのでご確認ください。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
15	入札説明書	20	3.4.7	(3)	ク			サービス対価A1	「※3」にて、消費税相当額には、※1に含まれない費目の消費税相当額も含むとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	入札説明書	20	3.4.7.	(3)	ク			サービス対価A1	交付金配分基礎額が示されておりますが、付帯事業の学童保育への配食サービスを行う場合、給食センター施設及び設備の全部又は一部を使用することにより、額面が変わるなどの影響はございませんでしょうか。	交付金配分基礎額が異なり、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、市がその追加費用を合理的な範囲で負担します。また、サービス対価A1が変更となった場合、サービス対価A2で変更額を調整するとともに、変更後のサービス対価A2に合わせて割賦手数料を調整します。
17	入札説明書	20	3.4.7	(3)	ク			サービス対価A1	なお書き部分にて、交付金の金額はどの程度増減する可能性がありますか。金融機関からの借入額にも影響することが想定されるため、程度についてお示ください。また、交付金の決定時期はいつになりますか。	交付金配分基礎額の増減の程度や決定時期を具体的に示すことはできません。
18	入札説明書	20	3.4.7.	(3)	ク			サービス対価A	サービス対価A1を算定する際に端数が生じた場合は、円未満を四捨五入すればよい理解で宜しいでしょうか。また、様式27-1など消費税を含めずに記載する様式については、サービス対価A1を110%で割戻して、1円単位切上げを税抜き価格として記載すれば宜しいでしょうか。	前段、後段とも、切り捨てにしてください。
19	入札説明書	21	3.4.7	(3)	サ			契約保証金	「2年度のサービス対価C」の定義が曖昧かと思しますので、具体的に何年何月から何月、とお示ください。	2年度は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。
20	入札説明書	22	3.6.1.					基本協定の締結	「市は落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を請求することがある。」と記載されておりますが、指名停止等の正当な理由があり基本協定の締結に至らなかった場合は、当該違約金の対象外となる理解で宜しいでしょうか。	理由の如何に関わらず、落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、違約金の対象とします。
21	入札説明書	22	3.6.1.					基本協定の締結	市は落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を請求することがあるとのことですが、本違約金についても基本協定書と同様に、帰責性を有するものが連帯して負担する理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
22	要求水準書	7	1.4.6		(イ)	e		緑化基準	「神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例第22条の規定による建築物等の緑化に関する基準(緑化基準)」の第3備考1において「駐車区画の面積の50パーセント以上を芝生等の地被植物で被う工法により緑化することができる場合、整備する駐車区画については、地被植物で被われていない部分を含めて駐車区画全体の面積を緑地の面積とみなす。」とありますが、メンテナンス用の構内道路を同工法により緑化する場合も構内道路全体の面積を緑地の面積とみなしても宜しいでしょうか。 所轄課様との協議事項としますのでご教示ください。	駐車区画のみの取扱いで、メンテナンス用構内道路については適用されません。
23	要求水準書	7	1.4.6		(イ)			市の要綱・各種基準等	雨水流出抑制に関する指導等(雨水貯留槽の設置など)はありますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・1ha以上の開発行為ではないため、「重要調整池」の設置の指導はありません。 ・現状の流出形態を遵守すること。資料19【旧青陽西養護 学校流出形態】をご参照ください。 【総合治水条例の概要】 https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/documents/ri-fujyoureigaiyou.pdf
24	要求水準書	7	1.4.7					敷地概要	「事業者は、本事業の検討・実施等にとって、自らの責任において調査を行い、関係機関等への確認を行うこと」とありますが、当該内容は事業者決定後との理解でよろしいでしょうか。また、提案時に確認出来なかった事柄のリスク分担はどのようになりますでしょうか。	前段につきましては、提案時になります。後段につきましては、合理的に事業者が確認できないと判断される事項に限り市負担となります。
25	要求水準書	8	1.4.7					敷地概要	48条ただし書許可や建築確認申請等の対象敷地は、共用地、本件施設設置不可範囲を含む約6,140㎡と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書	8	1.4.7					敷地概要	敷地面積が6,140㎡とあり、資料2及び3に本件施設用地が赤い線で示されておりますが、当該線が建築基準法上の「敷地」とした場合、日影規制に適合することが困難です。共用地北側の構内通路も含んだ範囲で、建築基準法上の敷地とさせて頂けませんでしょうか。	共用地北側の構内通路は西舞子小学校の建築基準法上の敷地のため、原案のとおりとします。
27	要求水準書	8	1.4.7					インフラ整備状況	周辺の道路インフラ整備状況に係る資料をご提示いただけますでしょうか。 ※道路幅員・接道箇所・接道延長など、建築法規制のチェックや日影規制に係る検討に必要となります。	神戸市情報マップ https://www2.wagmap.jp/kobecity/Portal 神戸市道路台帳平面図 https://www.city.kobe.lg.jp/a69673/kurashi/access/road/heimenzu.html をご参照ください。他に必要な場合は、事業者にて関係課で入手してください。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
28	要求水準書	8	1.4.7					上水道	給水引込について既設引込の取扱い、新規引込可能口径についての規制等あればご指示下さい。	入札公告資料【資料13_解体工事】の給水本管からの引き込み管(既設)に記載間違いがあり、当該引き込み管は西舞子小学校で使用しております。そのため新たに引き込みが必要です。 【給水装置工事施行基準2022について】 https://www.city.kobe.lg.jp/a01479/business/annaitsuchi/gyousha/sekoukizyun.html 給水装置工事施行基準2022をご確認ください。 他、詳しい内容に関しては神戸市水道局配水課にご確認願います。
29	要求水準書	8	1.4.7					上水道	給水加入負担金については既設引込が使用可能な場合は負担金不要と考えて宜しいでしょうか。	No.28のとおり、新規引き込みが必要となります。
30	要求水準書	8	1.4.7					下水道	排水除外設備より下水本管へ放流する排水基準について規制等あればご指示下さい。	【水質規制と届出】 https://www.city.kobe.lg.jp/a27732/business/todokede/kensetsukyoku/haisui/regulation.html#exclusion-regulation 【水質使用料制度】 https://www.city.kobe.lg.jp/a27732/business/annaitsuchi/gesuido/mokuji/03_01.html をご参照ください。 他、詳しい内容に関しては神戸市建設局下水道部計画課事業場排水指導担当にご確認願います。
31	要求水準書	8	1.4.7					敷地概要	宅地造成工事規制区域との記載がありますが、給食センターの整備は、「公共の用に供する施設の用に供される土地」となるため、許可申請不要と考えて宜しいでしょうか。 所轄課様との協議事項としますので要不要をご教示願います。また、許可申請が必要な場合申請者や申請手数料の支払者は市もしくは事業者どちらとなりますでしょうか。	宅地造成工事規制区域において一定規模の切土・盛土を行う場合は事前に市長の許可が必要となります。 後段につきましては、確認申請等の申請者、申請手数料の支払者ともに事業者となります。
32	要求水準書	9	1.4.7					敷地概要	「※5 接道に係る許可は必要となる。」とありますが、「実施方針及び要求水準書(案)に関する質問に対する回答」のNo.192で「接道しております。」と御回答を頂いておりますが、計画地は建築基準法上の道路に2m以上接しない敷地と理解し、建築行為をする場合の許可申請(法第43条第2項第2号)が必要との理解で宜しいでしょうか。また、現状で建築審査会の同意を得ている包括同意基準に適合しているとの理解で宜しいでしょうか。尚、申請を行う際の手数料は公共工事であるため、市の減免申請等により発生しないとの理解で宜しいでしょうか。	敷地の接道については、神戸市建築主事取扱要領 iii 02 水路に接する道路の幅員及び接道の取扱い1. (2)水路幅が「50cmを超え2m以下」に該当するかどうかによります。この取扱いに該当しない場合は法第43条第2項第2号の許可が必要になります。計画を進めるにあたり、この取扱いに該当するか、許可になった場合に包括同意基準に適合するかについては所管課と協議してください。 なお、許可が必要な場合は、手数料が必要になり、事業者の負担となります。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
33	要求水準書	9	1.4.8	イ				事業概要	直接納入品の納品予定時刻は、配膳員の配置時間に大きく影響します。各学校で必要となる配膳員の必要配置時間をご揭示ください。	直接納入品については、事業者から提案のあった配膳員の配置時間に納入されるよう調整します。配膳員の配置時間内の納入が難しい場合は、学校を含めて市で調整します。
34	要求水準書	10	1.4.8	キ				配送校及び学級数等	人員配置計画のため、将来の計画食数の推移をご揭示ください。	計画食数が減少等した場合には、配送校変更等で調整するため、計画食数は大きく変動しない予定です。なお、現時点で配送校変更等の計画はないため、学級数等は示せませんが、配送校変更等が発生した場合には、実施の可否や対価の変更等を協議する予定です。
35	要求水準書	10	1.4.8	ケ				光熱水費の負担	設計・建設業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務に係る光熱水費は事業者が負担と記載がありますが、エネルギー企業との契約は市でしょうか？事業者でしょうか？	事業者となります。
36	要求水準書	13	2.1.2	ア				実施体制	「設計・建設業務責任者と統括責任者または設計業務責任者の兼務は可とする」となっていますが、設計・建設業務責任者と建設業務責任者の兼務は可能でしょうか。	設計・建設業務責任者と建設業務責任者の兼務も可とします。なお、設計・建設業務責任者と工事監理業務責任者の兼務、設計・建設業務責任者と調理設備調達業務責任者の兼務は不可とします。
37	要求水準書	13	2.1.2	ア				実施体制	設計・建設業務責任者は設計段階では設計業務責任者が兼務し、建設段階では建設業務責任者が兼務する等の段階ごとの変更は可能でしょうか。	左記の内容は不可とします。
38	要求水準書	14	2.2.1					事前調査業務	「工期等については市と事業者で協議を行い、決定することとする。」とありますが、上記に該当した場合、入札説明書記載の設計・施工期間が伸び、開業時期が遅れる可能性があります。当該事項は不可抗力として事業者の責にはならないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書	14	2.2.1					不明配管	『本敷地南の山田川に流れ込む不明配管の経路の調査』とありますが、調査を解体工事と合わせて実施していただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
40	要求水準書	14	2.2.1					不明配管	『本敷地南の山田川に流れ込む不明配管の経路の調査』とありますが調査した結果、不明配管の経路が判明した場合、撤去等の対応をする必要はありますか。	原則は残置を前提とした設計とします。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
41	要求水準書	14	2.2.1.					事前調査業務	「本敷地南の山田川に流れ込む「資料16」に示す不明配管の経路の調査を実施すること。」とありますが、資料13の撤去後配置図では、不明配管の予測経路部分が現況地盤から870mm程度の鋤取りとなっております。市が行う撤去工事にて不明配管の情報が分かれば御提供頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書	15	2.2.3	ア	(サ)			本件施設整備	「建設工事用地としての使用は可とするが、(中略)協議して決定する。」とありますが、本件敷地が狭いために共用地の傍に本施設を建築する可能性がございます。その場合、協議の結果、共用地を仮囲い等で囲み建設工事用地とすることは可能との認識でよろしいでしょうか。	市と協議が必要となりますが、要求水準書の「6.3.1建築/ア計画/(ア)敷地内/b」に配慮した範囲内で可とします。
43	要求水準書	15	2.2.3	ア	(シ)			本件施設整備	「事業実施の支障となる(中略)地下埋設物等がある場合には撤去を行うこと。」とありますが、資料13に記載の既存杭のうち、本事業に影響のない杭について撤去しなくても良いとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書	16	2.2.3	ウ	(イ)			植栽整備	既存の樹木については、事業者の判断で伐採または残置のいずれも可との記載がありますが、伐採、処分する場合の費用負担は事業者でしょうか？	ご理解のとおりです。
45	要求水準書	16	2.2.4					工事監理業務	工事監理業務において常駐監理を行わなくてもよいとの認識でよろしいでしょうか	常駐監理になります。
46	要求水準書	20	3	キ				開業準備業務	事業者は市職員に維持管理・運営業務全般に関する研修を行うとの記載がありますが、研修内容は事業者の提案との認識で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
47	要求水準書	24	4.1.10					消耗品の調達	市事務室等市職員が使用する部分も含めて、全て事業者の調達と記載がありますが、費用負担も事業者との認識で宜しいでしょうか？	事務消耗品は事業者の負担とはなりません。
48	要求水準書	24	4.1.10					消耗品の調達	市専用部分にあるものも含め、すべて事業者の負担とするとありますが、例えば貴市が市職員用事務室などで直接使用する事務消耗品(紙、インク、トナーなど)などの消耗品は事前に使用量が想定できないことから、市専用部分で使用する消耗品については、公平性の観点から想定使用量又は費用をお示し頂けないでしょうか。	No.47を参照ください。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
49	要求水準書	25	4.2.2	イ	(ア)	b		建築設備保守管理業務 運転・監視	空気環境状態を確認するには計測器による測定が必要になります。具体的な測定項目をご教示願います。(例:特定建築物に適用される「空気環境測定」が必要か。若しくは、温度・湿度等の簡易な測定項目で良いか。)また、「定期的に巡視し」とのことですが、想定している頻度をご教示願います。	前段、後段とも、本件施設は特定建築物ではないため、特定建築物に適用される「空気環境測定」は必要ありませんが、調理従事者等の本件施設の利用者が快適に過ごせる測定項目、頻度を提案してください。
50	要求水準書	31	4.2.7	ウ	(カ)			警備業務要求水準	感知センサー・防犯カメラを敷地内の要所(正面エントランス、通用口、・・・他)に設置とありますが、左記に具体的に記載の場所は感知センサー或いは防犯カメラのいずれかの設置もしくは両設備の設置が必須でしょうか?	不審者の侵入、火災発生等が的確に監視できることを前提に提案に委ねます。
51	要求水準書	32	4.2.8	ア	(イ)			長期修繕計画作成業務	修繕・更新業務の費用はサービス対価Cの扱いとなり、計画年度毎の費用に対する支払いではなく、事業期間を通じて平準化支払いになるとの認識で宜しいでしょうか?	ご理解のとおりです。
52	要求水準書	34	5.1.7					大規模災害時における市との協力体制	災害発生時の食事の提供において、炊き出しに使用する食材の調達や、調理員の人件費等の費用は、貴市負担との理解で宜しいでしょうか。	事象によるため、費用負担は協議します。なお、本事項は、地域貢献の観点から協力を求めるものと考えています。
53	要求水準書	34	5.1.7					大規模災害時における市との協力体制	災害時対応と同様に、地域における防災訓練は貴市が主導で行い、費用も貴市にて負担していただけたとの認識でよろしいでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、本事項は、地域貢献の観点から協力を求めるものと考えています。
54	要求水準書	34	5.1.7					大規模災害時等における市との協力体制	大規模災害時に備えて、事業者は供用開始前に貴市と災害協定を締結し、災害時における費用負担について協議させて頂ける、との理解でよいでしょうか。	災害協定の締結は予定していません。No52も参照ください。
55	要求水準書	38	5.3.1	イ	(ア)	f		前日調理	「市の上承が得られた場合に限り、前日に下処理調理等を行うことを可とする。」とありますが、野菜類のカットは前日調理にあたりますか。	野菜類のカットは前日調理に含みません。原則は当日調理です。前日調理は何らかの事情により、市の了解が得られた場合のみ、HACCPによる衛生管理マニュアルを作成し、それに基づく衛生管理が遵守される場合にのみ例外的に認めます。
56	要求水準書	38	5.3.1	イ	(ア)	n		調理の基本方針	調理後2時間以内の起点は、どのタイミングとなりますでしょうか。	配缶盛付後となります。
57	要求水準書	41	5.3.1	ウ	(ア)	f		配送・回収業務	配送車は他の用途に使用しないこととありますが、付帯事業での使用を認めていただくことは可能ですか。	市に届けを行った上で、付帯事業にて使用后、清掃・消毒を行い、衛生面に支障がないことを前提に可とします。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
58	要求水準書	41	5.3.1	ウ	(ア)	f		配送車	「配送車の調達手法は、保管場所も含めて、事業者の提案によるものとする。また、配送車は、他の用途に使用しないこと。」と記載がありますが、配送車をセンター敷地外で保管する事は可能でしょうか。	配送車を本件施設用地の外で保管することは可とします。ただし、配送車は、他の用途に使用しないことを原則とします。
59	要求水準書	42	5.3.1	ウ	(ウ)			配送・回収業務	効率的な配送による事業費の抑制と交通事故のリスク軽減を両立するため、配送車両は午前中の配送業務終了後に給食センターに戻らず、学校に待機する計画も可能としてもよろしいでしょうか。	可能とします。配送校見学会を参考に計画を立ててください。ただし、個別の事情により待機場所が確保できない学校もあるため、事業者決定後にルートを変更していただく可能性もあります。
60	要求水準書	43	5.3.1	オ	(ア)	h		アレルギー対応食配膳業務	”アレルギー毎に専用のかごを用意”とありますが、例えば4人分の、卵除去食を入れた食物アレルギー対応食個別配送容器4個を、一つのかごにまとめて配送するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書	43	5.3.1	オ	(ア)	l		牛乳パック	「給食配膳員は、生徒が回収した牛乳パックを収集ボックスに収納し、ゴミ出しを行うこと」とありますが、牛乳パックは可燃ごみとして廃棄するのか、リサイクルとして回収するのかどちらでしょうか。リサイクルとして回収する場合、牛乳パックの洗浄は必要でしょうか。	原則、牛乳パックはリサイクルとして回収し、牛乳パックの洗浄は生徒が行います。
62	要求水準書	49	6.1					給食エリア 非汚染作業区域	調理作業スペースの有効活用として、野菜上処理室と煮炊き調理室を一体(一室)で整備する案は採用可能でしょうか。	左記の内容は不可とします。
63	要求水準書	50	6.2					食材搬入用プラットフォーム	食材搬入車両の大きさと1日あたりの台数をご教示ください。	食材搬入者は事業者により異なりますが、現在の小学校における共同調理場ではトラックの大きさは3トン車程度になり、台数は1日5台程度です。
64	要求水準書	51	6.2					魚肉下処理室	「食品の、解凍、下味、衣付けの作業スペースを確保すること。」と記載がありますが、同一の作業スペースにおいて異なる作業を行うことは可能との認識でよろしいでしょうか。	衛生面、機能等に支障がないことを前提に可とします。
65	要求水準書	54	6.2					洗浄室	「g. 洗浄機には、断熱構造を導入し」と記載がありますが、室内への温度上昇を低減する他の方法があれば断熱構造とは限定せず事業者の提案でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書	57	6.2				a.	炊飯室	白米以外の2種(炊き込みご飯等)の献立が重なることはないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
67	要求水準書	57	6.2					添物用仕分室	添物・デザート等の数量確認、仕分作業については、前日の作業としてもよろしいでしょうか。	市の下承を得られた場合に限り、添物・デザート等の数量確認、仕分作業を前日の作業とすることは可とします。ただし、仕分作業後の衛生管理、温度管理は適切に行ってください。
68	要求水準書	58	6.2					配送用風除室	ドックシェルターを設置し、外部から虫、砂塵等が侵入することを防止し、衛生的にコンテナ積載の作業が可能であれば、配送用風除室をコンテナ室と一体としてご提案してもよろしいでしょうか。	衛生面、機能等に支障がないことを前提に左記の提案は可とします。
69	要求水準書	58	6.2					配送用風除室	「配送用風除室」とありますが、コンテナの積み込み作業スペースをより十分確保するため、隣接する「コンテナ室」との間に壁・扉等は設けず一体的な計画としても宜しいでしょうか。 尚、「配送用風除室」はドックシェルターを採用するため、外部からの虫、砂塵を防止できるので、衛生環境は十分保たれます。	No68を参照ください。
70	要求水準書	59	6.2					洗濯・乾燥室	洗濯機にて洗濯するものは、白衣以外に具体的にどのようなものがありますか。 また、洗うものの衛生状態によって洗濯機の使い分けが必要ですか。	前段につきましては、事業者にて準備する調理用品となり、事業者で判断ください。 後段につきましては、事業者にて判断ください。
71	要求水準書	60	6.2					調理従事者用便所	「g. 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理すること」とありますが、「実施方針及び要求水準書(案)に関する質問に対する回答」のNo.180で「調理室で基準値を満たしていれば、便所の空調は不要です。」と御回答を頂いておりますが、お示し頂いている湿度及び温度基準を満たすためには便所に空調設備が必要と思われませんが、その様な理解で宜しいでしょうか。	湿度及び温度基準を満たす方法は、提案に委ねます。
72	要求水準書	60	6.2					備蓄倉庫	備蓄するアルファ化米及びレトルト食品の梱包サイズおよび重量/梱包をご教示願います。	以下を想定しています。 ・アルファ化米:1箱(43.5×31×15cm/10kg)×90箱 ・レトルト食品:1袋(39×27×4cm/3kg)×704袋
73	要求水準書	60	6.2					備蓄倉庫	備蓄倉庫は何㎡程度確保すればよろしいでしょうか。	No72で示す物資を収納できることを前提として、提案に委ねます。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
74	要求水準書	60	6.2					備蓄倉庫	蓄倉庫へ保管するアルファ化米について、本案件では倉庫に空調設備等の設置が求められていないことからアルファ化米はパック等の温湿度管理が不要な形態で納品される理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、高温多湿にならないように適切な温度管理を行ってください。
75	要求水準書	61	6.2					市職員用事務室	「b. 執務室、給湯室、更衣室(男女別)及び書庫(15㎡程度)、倉庫により構成すること。」とありますが、書庫及び倉庫は市職員用事務室とは別の場所に設けても宜しいでしょうか。	書庫及び倉庫は市職員用事務室とは別の場所に設けることは可としますが、できる限り近接させる等、使い勝手に配慮してください。
76	要求水準書	61	6.2					市職員用事務室	市職員用事務室の書庫15㎡程度と倉庫は市職員用事務室ではなく別の部屋として配置する場合、必要面積を確保すればお認め頂けるという理解でよろしいでしょうか。	No75を参照ください。
77	要求水準書	61	6.2					市職員用事務室	調理場内カメラ設置の上、作業時間は録画必須とありますが、想定されているカメラの設置および録画が必須となる全ての作業場(室名)をご教示願います。	以下を想定していますが、それ以上の提案を妨げません。 食材搬入用プラットフォーム、荷受室、検収室、泥落とし室、洗米室、卵処理室、調味料計量室、各下処理室、洗浄室、野菜上処理室、揚物・焼物室、煮炊き調理室、和え物コーナー、アレルギー対応調理室、炊飯室、コンテナ室
78	要求水準書	61	6.2					市専用部分	市職員用便所について、次のとおり修文願います。 変更前:b. 手洗い設備を及び… 変更後:b. 手洗い設備及び…	修文します。
79	要求水準書	65	6.2					駐車場	自動二輪車は駐車スペースの5台に含まれる認識でよろしいでしょうか。	自動二輪車は駐車スペースの5台に含まれません。
80	要求水準書	65	6.2					防火水槽	「必要な場合には」とありますが、所轄消防様との協議事項と思いますので要不要をご教示願います。また、必要な場合の諸元(水量・認定品のみ可等)、設置要望箇所等も併せてご教示願います。	【消防に関する開発指導】 https://www.city.kobe.lg.jp/documents/4732/new_seibikizyun01_1.pdf をご確認していただくとともに、前段、後段、事業者にて担当課で確認してください。
81	要求水準書	66	6.3.1	ア	(ア)	b		構内への車両の出入口	学校関係者等が使用する車両及び校外学習の行事等の大型バスが共用地の北側(西舞子小学校へ通じる通路)を通過して構内に入出入りする計画としてもよろしいでしょうか。	学校関係者等が使用する車両及び校外学習の行事等の大型バスが共用地を通行することもあります。また、要求水準書の「6.3.1./ア/(ア)敷地内」も参照ください。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
82	要求水準書	66	6.3.1	ア	(ア)	d		敷地内	「敷地内の既存法面、石積擁壁、RC擁壁等の安全性を確保する計画とするとともに、既存法面等の安全性に影響がないよう計画すること。また、以下にも配慮して計画すること。」とありますが、事業期間中に擁壁の修繕を行うことは事業者の過大なリスクとなり事業費の増加に繋がります。維持管理期間の状況の確認や目視点検は事業者側、修繕は、市側のリスクとしていただけませんか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書	66	6.3.1	ア	(ア)	d		石積擁壁等	本件建物の確認申請を行うにあたり、既存法面、石積擁壁、RC擁壁等の安全性の証明資料を求められる可能性があります。当該資料についてはご提供頂けるとい理解で宜しいでしょうか。	(仮称)神戸市西部学校給食センター整備・運営事業にかかる実施方針及び要求水準書(案)の公表について【資料11】擁壁等に係る資料のみとなります。また、新規で資料が必要な場合には、資料作成にかかる費用等の負担は協議します。
84	要求水準書	66	6.3.1	ア	(ア)	d		建築	「敷地内の既存法面、石積擁壁、RC擁壁等の安全性を確保する計画とするとともに、既存法面等の安全性に影響がないよう計画すること。」と記載されておりますが、事業者はあくまでも既存法面等には影響のない範囲内で業務を行えばよく、既存法面等が損傷・崩壊するリスクは所有者である貴市にある理解で宜しいでしょうか。	No82を参照ください。
85	要求水準書	66	6.3.1	ア	(ア)	d	(b)	敷地内	「資料16」に示す不明配管は残置するとありますが、事業期間中に不明配管に起因し発生した修繕や対応については、市側の負担としていただけませんか。不明な設備や配管のため、本事業のリスクを押し量ることが困難です。SPCの資本金、保険料金の算定、維持管理のリスクに直接影響し、事業費の増加につながります。	事業者に責がある場合を除き、事業期間中に不明配管に起因し発生した修繕や対応については、市の負担とします。
86	要求水準書	66	6.3.1	ア	(ア)	d	(b)	不明配管	「不明配管は本件施設用地内に残置であり、当該配管の維持管理に影響がないよう計画すること。」とありますが、資料16を見る限り、解体予定建物からの雨水排水なので、施設設置可能範囲内は工事に支障となる場合は本工事にて撤去し、放流口(河川内)は残置するとの理解で宜しいでしょうか。	No40を参照ください。
87	要求水準書	71	6.3.1	キ	(キ)	a		停電対策	停電対策の対象となるのは、冷凍冷蔵庫など食品保存用機器のみが対象(「外部給電・神戸モデル」対象を除く)と考えてよろしいでしょうか。給食オペレーションは対象外としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、それ以上の提案は妨げません。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
88	要求水準書	71	6.3.1	キ	(キ)	a		停電対策	上記の冷凍冷蔵庫などの停電対策の自家発電機の必要連続稼働時間を教示いただけませんか。	24時間を必須とし、それ以上の提案は妨げません。
89	要求水準書	71	6.3.1	キ	(キ)	b		停電対策	「外部給電・神戸モデル」での給電対象となるのは、市職員事務室及び事業者用事務室のみとみてよろしいでしょうか。また、これら回路は自家発電対象とはなりません、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、それ以上の提案は妨げません。
90	要求水準書	78	6.3.4	イ	(イ)	d	(b)	コンテナ洗浄機	エアブローや加熱などにより、水滴が確実に除去できるものとするがありますが、前回質問の回答No.198で、運用によるスクレーパー等の使用で水滴を落とす提案も認めて頂きましたので、要求水準書に追記頂けませんか。	追記します。
91	要求水準書	78	6.3.4	イ	(ウ)			コンテナ	コンテナの更新は不要ということでよろしいでしょうか。	提案に委ねます。ただし、更新しないことによって、維持管理・運営が要求水準を満たさない場合、事業契約書別紙9、10のモニタリングによる是正勧告や減額がなされます。
92	要求水準書	80	6.3.7	イ	(ウ)			食器等	「食物アレルギー対応食用個別配食容器(幅950×奥行950×高さ1,250mm、容量0.40程度)」は「幅95×奥行95×高さ125mm」の誤記でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書	80	6.3.7	イ	(ウ)			食器等	「食物アレルギー対応食個別配食容器(幅95×奥行95×高さ125mm、容量0.4L程度)は、市で90個程度を調達する」とあり、一人に1個の容器で、一品のみの調理対応と思われませんが、P41には「将来的には対応食物の拡大(最大で特定7品目の除去食)を検討」とあります。対応食物拡大の際も、一人に1個の容器で、一品のみの除去食調理、提供をお考えでしょうか。又は、1人当たり2個以上の容器を使用し、2品以上の除去食調理提供をお考えでしょうか。調理設備のご提案に必要なため、教えてください。	生徒のアレルギー対応やアレルギー対応食物の拡大状況により、対応は変動しますが、将来的には、1人当たり2個以上の容器を使用し、2品以上の除去食調理提供を考えています。
94	要求水準書	80	6.3.7	イ	(ウ)			食器等	「食物アレルギー対応食用個別配食容器は、市で90個程度を調達する」とありますが、補充や更新についても貴市の費用負担で実施される、との理解でよいでしょうか(事業者の業務範囲外、との理解でよいでしょうか)。	ご理解のとおりです。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
95	要求水準書	83	7					付帯事業	付帯事業の実施にあたり、必要な初期費(設備投資等)はサービス対価Aに含めることを認めていただいている一方で、実施の可否については事業者選定後に協議の上決定するとあります。仮に、協議により実施不可となった場合には、当該付帯事業のためだけに発生する初期費については、減額の対象となる(契約変更)のでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、減額対象の内容や金額は協議により決定します。
96	要求水準書	83	7					付帯事業	付帯事業において、事業者が食材調達した食材において、万が一食材由来の食中毒が生じた場合の給食センター休場等に係るリスク分担はどのようになりますでしょうか。	事業者の負担となります。
97	要求水準書	83	7	キ				施設の使用料	行政財産の許可使用に関する使用料条例(条例第80号)第4条の解釈により、使用料を減免もしくは免除していただくことは可能でしょうか。	提案内容によりますが、事業者には利益の出ない利用料の設定をする場合には、使用料や光熱水費の減免等の協議をします。 ただし、協議により減免等とならない可能性のあることにご留意ください。
98	要求水準書	83	7	キ				施設の使用料	付帯事業を実施する場合の、施設利用用は、「行政財産許可使用に関する使用料条例(条例第80号)」とありますが、公益性の高い事業とした場合は、減免の対象となることはあるのでしょうか。	No97を参照ください。
99	要求水準書	83	7	キ				施設の使用料	本施設で施設全体を使った付帯事業を実施した場合、事業所税の該当となるのでしょうか。また、事業所の面積は、本施設全体にかかってくるのでしょうか。	事業者にて、担当課でご確認ください。
100	要求水準書	83	7	キ				施設の使用料	付帯事業として夏休みの期間配食サービスを行った場合、かかる費用は、給食センター全体の面積が対象となるのでしょうか。	事業者選定後に協議します。
101	要求水準書	84	7	ク・ケ				付帯事業	付帯事業の実施に当たり、使用料及び光熱水費の負担が付帯事業実施事業者が発生するとのことですが、貴市の期待する付帯事業の内容として公益に資する事業の場合であれば、減免していただきたく存じます。利用者の料金設定は事業者で行えることにはなっていますが、公共事業の一環としての位置づけが大きい本付帯事業においては、可能な限り廉価な価格設定が必須と考えます。その場合、使用料や光熱水費の負担が付帯事業実施事業者に課されるとなると、事業採算上厳しいことが想定されるため、ご検討ください。	No97を参照ください。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
102	要求水準書	84	7	サ				付帯事業	付帯事業の終了時、付帯事業の設備、備品等を撤去することとなっていますが、サービス対価Aの費用で調達した設備、備品等については撤去不要との理解で宜しいでしょうか。(付帯事業実施事業者の持ち込み設備、備品のみ撤去する)	ご理解のとおりです。
103	要求水準書	84	7	シ				市が提案を期待している付帯事業	「当該付帯事業の詳細な条件は、事業者選定後に市と付帯事業実施事業者で協議の上、決定する」とありますが、詳細な条件を調整した結果、提案書段階で想定していた付帯事業が困難となった場合や、さらに継続性や公益性に有効な事業が提案可能となった場合は、新たに付帯事業を提案することは可能でしょうか。	新たに付帯事業を提案することは可能ですが、実施の可否を含め、詳細な条件は市と協議のうえで決定することにご留意ください。
104	要求水準書	84	7	シ				市が提案を期待している付帯事業	「～事業者からの提案を必須とするものではない。」とありますが、落札者決定基準(P7)では付帯業務に関する配点が40点と示されております。事業者からの提案が無い場合は0点となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書							消防	消防設備について消防法以外の神戸市火災予防条例に基づく、当該給食センターについて指導等あればご指示下さい。	事業者にて、担当課でご確認ください。
106	要求水準書 資料2 建設予定地敷地図								配布されたCADデータで示されている方位は「磁北」ではなく「真北」という理解で宜しいでしょうか。	世界測地系座標に基づいて作図しております。
107	要求水準書 資料3 施設設置範囲図							敷地設置範囲図	敷地設置範囲図北側の、共用地の範囲外になった白色の部分につきまして、食材入荷車両、配送車が共有地、本件施設設置可能範囲に侵入する際に、通過できない部分となるのでしょうか。	通過は可能です。
108	要求水準書 資料3 施設設置範囲図								共用地に設置されている、車庫。受電設備は貴市にて撤去していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	要求水準書 資料3 施設設置範囲図	1						本件施設設置不可範囲	本件施設設置不可範囲が本件施設用地に含まれることになった理由を、差し支えない範囲でお教えてください。	過去の経緯により、前青陽西養護学校の敷地は本件施設設置不可範囲を含みますが、利用は西舞子小学校となっているためとなります。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
110	要求水準書 資料3 施設設置範囲図	1						本件施設設置不可範囲	西舞子小学校の屋外運動場へ通じる斜路は従来通り学校が使用されるものと推察します。当該範囲の斜路、およびその他の部分について、それぞれの使用条件、整備条件をお教えてください。	本件施設設置不可範囲のため、使用は不可とし、整備は必要ありません。
111	要求水準書 資料8 想定献立表案							想定献立	前回公表時から修正がありますので、再度Excelデータを頂けないでしょうか。	公表します。
112	要求水準書 資料8 想定献立表案							想定献立	想定献立でお示し頂いた調理指示の、”小松菜と切り干し大根のナムル”などの、和え物、サラダにつきまして、真空冷却機で急速冷却した後の調理作業工程は、冷蔵庫で保冷後、食缶に配缶するのみで、釜やボールなどで和え作業は行わないとの理解でよろしいでしょうか。和え物の調理設備のご提案に必要なため教えてください。	ご理解のとおりです。
113	要求水準書 資料8 想定献立表案							想定献立	果物の缶詰を和えるフルーツポンチなど、加熱、急速冷却を行わず、和え釜やボール等で和え調理を行う献立はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	要求水準書 資料8 想定献立表案							A-⑥マーボーなすの調理法について	前回の「実施方針及び要求水準書(案)に関する回答No237」で、揚げ工程が2品目で重複しているため、見直しをお願いしたところ、炒めて作る工程に変更頂きました。しかし、この度公表された資料では、その変更が反映されていないようなので、5/10に公表された内容に修正をお願いいたします。	「炒めて作る工程」とします。
115	要求水準書 資料8 献立想定表案							献立A-⑥	献立A-⑥の「マーボーなす」の調理指示について4月8日実施方針の公表時の資料では「なすは油で揚げる」となっており、5月10日の実施方針に対する質問回答資料では「なすを炒め、」と変更されております。今回の6月1日入札公告時の資料では「なすは油で揚げる。」に再変更されておりますがどちらを「正」と考えればよろしいでしょうか。	No114を参照ください。
116	要求水準書 資料8 想定献立表案							A-⑩親子煮	材料欄に記載されている食材と、調理指示の内容が一致していない(”材料欄にはカットポテトがあるが、調理指示にはない”など)ようなので、ご確認いただき、修正版の公表をお願いいたします。	修正します。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
117	要求水準書 資料8 想定献立表案							想定献立	運営費見積りの想定献立は、要求水準書資料8の想定献立通り、週5炊飯でパンの提供は献立毎に月に2回との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	要求水準書 資料9 デザート一覧表							アイスクリーム	アイスクリームはどのように保管し、どのように提供するのでしょうか。	学校へ直接納入し、箱にドライアイスが入ったまま配膳室で保管します。生徒がアイスクリームを食べる直前に配膳室へ取りに来て、配膳員が数量を数えて生徒に渡します。
119	要求水準書 資料10 配送校施設台帳							配送校移設台帳	各配送校における配送車両の出入り口と配膳室までの経路をお示しください。	配送校見学会にてご確認ください。
120	要求水準書 資料11 既存外構整備に係る資料	13						周辺道路について	配置図、付近見取図には山田川に沿って法42条1項1号の道路が記載されていますが、神戸市情報マップでは建築基準法の道路に該当しないと分類されています。神戸市情報マップが正しいと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	要求水準書 資料12 既存杭に係る資料							河川保全区域	河川保全区域内での工事及び構造物設置に係る制約条件をご教示願います。 (例) ・施工時の積載荷重は●KN/m ² 以下等。 ・掘削行為を行う場合の、動態観測の必要性。 ・構造物の構造計算等に係る条件等。 ※構造物の荷重が河川断面に影響が無い構造形式の採用が必須など	・河川護岸の現状を細かく写真を撮影し、工事着手前及び完了後に河川管理者へ提出が必要です。 ・工事中の状況の記録は協議によります。 ・資料20【許可工作物技術審査手引き(一部抜粋)】を参照し、堤脚から2割勾配の線より内側になる場合は管理者と協議が必要となります。
122	要求水準書 資料13 解体工事に係る資料							解体工事に係る資料	本件施設設置可能範囲と小学校の境界に設置するフェンスは「資料13 解体工事に係る資料」で示されている新設ネットフェンスを恒久的に利用するという理解で宜しいでしょうか。(本事業では当該部分のフェンスの新設は不要でしょうか。)	ご理解のとおりです。計画上支障がある場合は、市と協議のうえ事業者負担での変更を可とします。
123	要求水準書 資料13 解体工事に係る資料	1						撤去後配置図について	共用地に新設アスファルト舗装、本件施設設置不可範囲に新設花壇が予定されていますが、提案により植栽等に変更可能と考えてよいでしょうか。	原案のとおりとします。
124	要求水準書 資料17 市が提案を期待する付帯事業について							※留意事項 4ポツ目	利用者から徴収した費用等で事業が成立すること。とありますが、要求水準書7.付帯事業、キ施設の使用料を考慮の上、事業を成立させるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 また、No97も参照ください。
125	要求水準書 資料17 市が提案を期待する付帯事業について							市が提案を期待する付帯事業について	付帯事業の利用料等徴収方法(現金回収、キャッシュレス対応、券売機利用)について、指定や制限はありますか？	特に指定等はありません。 提案があれば、その内容を個別に判断します。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
126	要求水準書 資料17 市が提案を期待する付帯事業について							資料17 市が提案を期待する付帯事業について	付帯事業の学童保育への配食サービスについて、通常の給食で使用している食缶・食器を使い、通常の給食と同じような形で食事を提供することも可能でしょうか。この形での配食サービスを認めていただける場合、調理以外にも、当該配食サービスの中で配送・配膳・回収も実施します。 弁当方式とすると、食べ残し弁当を持って帰る学童がいるかもしれず、弊社としては食中毒リスクが懸念されるための要望となります。	配送、配膳、回収・洗浄等も実施することを条件に、左記の方法での食事提供を認めます。
127	要求水準書 資料17 市が提案を期待する付帯事業について							資料17 市が提案を期待する付帯事業について	付帯事業の学童保育への配食サービスについて、事業者利益を出さないような配食サービスの価格設定とする場合、行政財産の使用料を減免を検討していただけますでしょうか。減免していただけた場合には、配食サービスの価格が抑えられ、利用率の向上が期待できると考えます。	No97を参照ください。
128	要求水準書 資料17 市が提案を期待する付帯事業について							資料17 市が提案を期待する付帯事業について	学童保育への配食サービスは、給食センター施設及び設備の全部又は一部を使用することが前提となりますので、事業者側では給食センターの施設メンテナンス期間をふまえた上で主に夏休みの間の実施期間を設定する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、それ以上の提案を妨げません。
129	要求水準書 資料17 市が提案を期待する付帯事業について							資料17 市が提案を期待する付帯事業について	配食サービスの対象となる学童保育(放課後児童クラブ)をご教示ください。(対象を事業者だけで判断することが非常に困難です。)また、配食サービスの対象を例えば給食センター事業用地である垂水区に限定しても構いませんか。	学童保育の施設一覧は下記のホームページをご参照ください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a64411/kosodate/chiiki/jidokan/gakudo/b038/index.html 対象については垂水区限定でも可としますので、提供が可能な範囲をご提案ください。
130	要求水準書 資料17 市が提案を期待する付帯事業について							資料17 市が提案を期待する付帯事業について	学童保育への配食サービスについて計画を立てるにあたり、放課後児童クラブの現在の利用人数(提供食数)と今後の利用人数の推移予測がございましたらお示ください。	現在の利用人数については、電子メールにて配布します。希望者は以下まで電子メールで問い合わせてください。 (電子メール) jhs-kyusyoku@office.city.kobe.lg.jp (問い合わせにあたっての電子メールの件名) (企業名・関係資料)神戸市西部学校給食センター整備・運営事業 推移については、下記ホームページの『神戸っ子すこやかプラン(19ページ)』をご参照ください。 https://www.city.kobe.lg.jp/documents/33082/sukoyakaplan2024.pdf なお、施設ごとの推計については提供不可です。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
131	要求水準書 資料17 市が提案を期待する付帯事業について							資料17 市が提案を期待する付帯事業について	付帯事業の学童保育への配食サービス実施にあたり、学童保育の配送先に配膳室の有無など敷地と建物に関する情報をご教示ください。	配膳室はありません。
132	要求水準書 資料17 市が提案を期待する付帯事業について							資料17 市が提案を期待する付帯事業について	付帯事業の学童保育への配食サービスとは、昼食を想定しているという理解でよろしいでしょうか。また、提供食数は何食程度を想定されていますでしょうか。	昼食を想定しています。提供食数は利用者の概ね50%を想定しています。なお、長期休業中の利用者は、概ね65～85%です(土曜は20%程度)。保護者アンケートでは、利用希望者のうち約60%が昼食の提供を希望しています。また、No.130も参照にしてください。
133	要求水準書 資料17 市が提案を期待する付帯事業について							資料17 市が提案を期待する付帯事業について	神戸市内の学童保育における配食サービス利用料について「実施例を参考とし」とございますが、この実施例をお示し頂けないでしょうか。	現在の配食サービスは、300円～500円の利用料金で実施されています。
134	要求水準書 資料17 市が提案を期待する付帯事業について							資料17 市が提案を期待する付帯事業について	学童保育への配食サービスの配送場所は、配送車両の通行は可能でしょうか。また、配送車両が荷降ろしできるプラットホームが整備されている(もしくは今後される予定)という理解でよろしいでしょうか。	基本的に通行は可能ですが、駐車スペースの有無は個別にご確認ください。なお、荷降ろしできるプラットフォームはありません。
135	要求水準書 資料17 市が提案を期待する付帯事業について							資料17 市が提案を期待する付帯事業について	放課後児童クラブへの申し込みをした児童の入退にかかる情報は食材発注にかかりますので、放課後児童クラブから事前に提供頂けるという理解でよろしいでしょうか。また、ICT等を利用してこれらの情報を無償でご提供いただくことは可能でしょうか。	注文の受付等は、対象施設からの情報収集を含め、事業者で実施いただくことを前提にしています。
136	要求水準書 資料17 市が提案を期待する付帯事業について							資料17 市が提案を期待する付帯事業について	学童保育の献立作成を行う場合に必要となる資格などがありましたらご教示ください。	特にありません。
137	要求水準書 資料17 市が提案を期待する付帯事業について							資料17 市が提案を期待する付帯事業について	付帯事業の学童保育への配食サービスを行う場合、給食センター施設及び設備の全部又は一部を使用することが前提ですので、営業許可証は給食センターとは別に取得しないという理解でよろしいでしょうか。	事業者にて、ご確認ください。
138	要求水準書 資料17 市が提案を期待する付帯事業について							資料17 市が提案を期待する付帯事業について	付帯事業の学童保育への配食サービスについて、食材由来の食中毒リスクがありますので、給食センターで使う食材業者に関する情報をご提供いただくことは可能でしょうか。	2022～2024年度登録業者および契約食材につきましては、下記をご参照ください。 https://kobe-gk.jp/schoollunchproject/supply/

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
139	要求水準書 資料17 市が提案を期待する付帯事業について							資料17 市が提案を期待する付帯事業について	付帯事業の学童保育への配食サービスでは、可能な範囲でアレルギー対応食も求められていますが、個人のアレルゲン情報などは献立作成を行う1ヶ月前に提供いただくことは可能でしょうか。	No.135を参照ください。
140	要求水準書 資料17 市が提案を期待する付帯事業について							資料17 市が提案を期待する付帯事業について	付帯事業の学童保育への配食サービスでは、可能な範囲でアレルギー対応食も求められていますが、提供は給食同様に除去食という理解でよろしいでしょうか。また提供方法はランチジャーを想定してもよろしいでしょうか。	前段、後段とも、事業者の提案に委ねます。
141	事業契約書(案)	4	1	2	15条			統括責任者及び業務責任者	統括責任者及び業務責任者を配置というのは、専任するという理解でよろしいでしょうか。また、常駐を求めるのは開業業務準備責任者と運営担当者であり、契約社員では無く正社員を配置するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	事業契約書(案)	5	1	2	16条			関係者協議会	3項における「その下部組織(ワーキンググループ等)とは、どういった場面で設置する想定でしょうか。具体例でお示ください。	現時点での想定はありません。市・事業者で必要に応じて、協議して設置します。
143	事業契約書(案)	17	2	4	42条			建設関連業務の中止	貴市にご負担いただく増加費用及び損害費用については、合理的な範囲金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	事業契約書(案)	23	2	6	54条			引渡し	配送車以外にもAEDや機械警備設備などの一部の設備は、所有権を市に帰属又は移転できないものが幾つかございます。この場合には、引き渡し協議が始まる段階でリストなどを提出することにより了承いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	事業契約書(案)	25	3		57条	1		開業準備業務	以下のとおり誤植でしょうか。 変更前:…実施し、本契約等、第29条で定める… 変更後:…実施し、要求水準書、第29条で定める…	原案のとおりとします。
146	事業契約書(案)	28	4	1	66条			市が行った調理設備の修繕及び更新に伴うサービス対価の変更	調理設備について、事業期間中、市が修繕・更新を行う場面が想定されるのでしょうか。	現時点での想定はありません。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
147	事業契約書(案)	35	6	2	81条			引渡し前の解除の効力等	2項において、「サービス対価Aに消費税及び・・・」とありますが、サービス対価A2の割賦利息は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	事業契約書(案)	35	6	2	81条	2		違約金	違約金額は事業契約書(案)第19条1項1号記載と同様、割賦手数料部分は含まれず、サービス対価A1及びサービス対価A2元本(税込)×10%の理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	事業契約書(案)	35	6	2	81条	4		引渡し前の解除の効力等	「一括払いにより支払う場合には、残債務額に金利は付さない。」とありますが、合理的な金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)をお認めいただけませんかでしょうか。	原案のとおりとし、金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)は認めません。
150	事業契約書(案)	35	6	2	81条	4		引渡し前の解除の効力等	「一括払いにより支払う場合には、残債務額に金利は付さない。」と記載されておりますが、金融機関への返済が困難となる可能性がございますため、合理的な金融費用(金利、ブレイクファンディングコストを含む。)もお支払い頂けますようご検討をお願いいたします。	No149を参照ください。
151	事業契約書(案)	37	6	2	85条			市の債務不履行等による引渡し前の解除の効力等	市による一方的な中途解約を認めますと、事業者が予想外の不利益を被る可能性がございますので、「180日未満の場合は合理的な範囲で市は事業者に対して損害を賠償すること」と記載いただけますでしょうか。	事業契約書(案)第85条第5項に基づき事業者の損害を負担します。
152	事業契約書(案)	38	7	1	90条			法令変更	最低賃金制度は最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度額を定めるため事業者側ではコントロールが出来ず、現時点では想定することも不可能です。最低賃金が上昇した場合には法令変更を適用いただけるという理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりとし、最低賃金の変更はサービス対価の変更の対象とはしません。
153	事業契約書(案)	40	7	2	94条	2		不可抗力による増加費用・損害の扱い	事業者が負担する合理的な増加費用額及び損害額の上限として100分の1に至るまで、と規定されていますが、これは消費税及び地方消費税の額を含まない金額の100分の1に至るまで、の意味でしょうか。	消費税及び地方消費税の額を含む金額が対象となります。
154	事業契約書(案)	40	7	2	94条	2		不可抗力による増加費用・損害の扱い	第94条2項では事業者側が1%負担する規定となっておりますが、国土交通省では標準約款を改定し災害時の請負1%負担を受注者に求めない動きを見せています。事業者側が1%負担することを無くすことにしていただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、事業契約書(案)第94条第2項のただし書きに示すとおり、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、市が合理的な増加費用を負担します。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
155	事業契約書(案)	44	9		104条			市内事業者への発注	第二文により、「市は…提案した市内事業者への発注額を達成できなかった場合には、…違約金を請求することができる。」とありますが、事業者が提案書類で提案した市内発注額を達成できなかった場合であっても、合理的な理由があれば貴市としては、違約金請求されることはない、との理解でよいでしょうか。	達成できない理由により、市が判断します。
156	事業契約書(案)	44	9		104条			市内事業者への発注	「市内事業者への発注額」についてですが、あくまでもSPC構成員における市内事業者への発注額が問われている、との理解で宜しいでしょうか。下請け業者(市内企業)への業務の一部の再委託額などを含めるのでしょうか。また、「市内事業者」とは、「神戸市内に本店・本社がある企業」という理解で宜しいでしょうか(支店や営業所のある事業者は含まない)。	「市内事業者への発注額」は、構成員である市内事業者への発注額と構成員である市外事業者から再委託若しくは一次下請けである市内事業者への発注額の合計金額が対象となります。市外事業者から再々下請若しくは二次下請け以降の市内事業者への発注額は対象としません。
157	事業契約書(案)	45	9		108	4		暴力団等の排除措置	暴力団等の排除措置の規定により本契約が解除された場合にSPCに違約金支払義務が発生すると、金融機関からのプロジェクトファイナンスによる資金調達に支障が生じます。暴力団等の排除措置による違約金は基本協定書第11条第2項にて落札者に支払義務があるものとし、SPCに違約金支払義務が発生する事業契約書第108条第4項の規定は削除をご検討いただけませんか。	原案のとおりとします。
158	事業契約書(案)	45	9		108	4		暴力団等の排除措置	暴力団等の排除措置の事由が生じた場合、事業契約書第108条第4項に規定された違約金と、基本協定書第11条第2項の違約金は重複して支払義務が発生しますか。	基本協定書(案)第11条第2項で規定する違約金は、事業契約の効力が発生する日までが対象となります。よって、事業契約書(案)で規定する違約金と重複して発生することはありません。
159	事業契約書(案)	55	別紙2					運營業務	「シ その他…関連業務」について、「ア 食材検収補助業務」とありますが、誤植でしょうか。	誤植のため、修正します。
160	事業契約書(案)	55	別紙2					運營業務	以下のとおり修文願います。 変更前:シ その他これらを実施する上で必要な関連業務 ア 食材検収補助業務 変更後:シ その他これらを実施する上で必要な関連業務	No159を参照ください。
161	事業契約書(案)		別紙4-1					別紙4-1	入札の段階では将来の最低賃金の上昇は予測がつかえません。5年ごとに運営費用に関する最低賃金上昇分は協議事項として取り扱いいただけませんか。	最低賃金の変更はサービス対価の変更の対象とはしません。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
162	事業契約書(案)	57	別紙 4-1	1	表			サービス対価の基本的な考え方	「表 サービス対価の構成」中、設計・建設費として「配送車調達業務」が含まれていますが、要求水準では配送車調達業務の記載がありません。配送車の調達費はあくまでも設計・建設費に含めてよいとの理解で宜しいでしょうか。	誤植のため、設計・建設費から配送車調達業務は削除します。
163	事業契約書(案)	57	別紙 4-1	1	表			サービス対価の基本的な考え方	サービス対価の構成の表では、サービス対価Aに配送車調達業務が含まれています。配送車調をリース契約とする場合には、サービス対価Bでお支払いとしていただけるという理解でよろしいでしょうか。	No162を参照ください。
164	事業契約書(案)	58	別紙 4-1	1	表			サービス対価C	供用開始以降の事業者によるセルフモニタリングにかかる費用は、それぞれ維持管理業務費(固定料金)と運営業務費(固定料金・変動料金)の構成される費用の内容のうち、「その他これらを実施する上で必要な関連業務」に含まれる、とのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	事業契約書(案)	58	別紙 4-1	2	(1)			サービス対価A	サービス対価Aに係る消費税は、サービス対価Aの全体の税抜価格に、消費税10%をかけて算出する理解で宜しいでしょうか(様式様式28-6①の消費税相当額と同額を記載)。	ご理解のとおりです。
166	事業契約書(案)	58	別紙 4-1	2	(1)	①		サービス対価A1	サービス対価A1については、維持管理運営開始日以降ではなく、施設引渡し後に請求できるようにしていただけないでしょうか。	サービス対価A1は、本件施設の引き渡し後に一括で支払うことに変更します。あわせて、サービス対価A2の支払対象期間は、初回を本件施設の引き渡し日の翌日から令和6年12月31日までとし、第2回目を令和7年1月1日から同年3月31日までに変更します。
167	事業契約書(案)	59	別紙 4-1	2	(1)	②		サービス対価A2	サービス対価A2(税抜)は、サービス対価A(税抜)からサービス対価A-1(税抜)を差し引いて算出する理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	事業契約書(案)	59	別紙 4-1	2	(1)	②		サービス対価A2	サービス対価A2の消費税相当額は、サービス対価A2(税抜)の全体額に10%を乗じて算出する理解で宜しいでしょうか。それとも、各支払回の割賦元本に対して消費税を算出(円未満切捨て)して、合計した金額となりますでしょうか。	サービス対価A2を含むサービス対価Aの消費税は全てサービス対価A1で支払います。サービス対価A1で支払う消費税についてはNo.13、14、15を参照してください。
169	事業契約書(案)	59	別紙 4-1	2	(1)	②		サービス対価A2	サービス対価A2に端数が生じた場合、当該端数は初回で調整すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
170	事業契約書(案)	59	別紙 4-1	2	(1)	②		サービス対価A2	初回のサービス対価A2の割賦金利の算定期間は、引渡日の翌日(令和6年11月1日)から令和7年3月31日までとなる理解で宜しいでしょうか。 それとも、令和7年1月1日から令和7年3月31日までとなる理解で宜しいでしょうか。	サービス対価A2の支払対象期間は、初回を本件施設の引き渡し日の翌日から令和6年12月31日までとし、第2回目を令和7年1月1日から同年3月31日までに変更します。
171	事業契約書(案)	59	別紙 4-1	2	(2)			サービス対価B	サービス対価Bに係る消費税は、サービス対価Bの全体の税抜価格に、消費税10%をかけて算出する理解で宜しいでしょうか(様式29-2の消費税相当額と同額を記載)。	ご理解のとおりです。
172	事業契約書(案)	58	別紙 4-1	2	(1)	②		サービス対価A2	ただし書きにより「最終回(第58回目)は令和21年4月1日～7月31日分を支払う」とありますが、金融機関の返済条件は三ヶ月ごとの元利均等返済となるため、令和21年4月～6月30日分の割賦元利金が貴市からSPCに支払われる前に融資金融機関に対する返済期限が到来することになります。かかる事情をご配慮頂き、SPCの安定的な資金計画に資するため、サービス対価A2については、支払対象期間を以下のとおり変更することをご検討下さい。 第58回は令和21年4月1日～同年6月30日とし、第59回は令和21年7月1日～同年7月31日とする。	最終年度(令和21年度)の支払対象期間は、令和21年4月1日～同年6月30日と令和21年7月1日～同年7月31日の2回に変更します。 なお、No166, No170の回答及び本回答により、最終年度(令和21年度)の支払回数は、59回目、60回目となります。
173	事業契約書(案)	59	別紙 4-1	2	(3)			サービス対価C	サービス対価Cに係る消費税は、固定料金の四半期ごとの税抜価格に消費税10%をかけた金額と、変動料金の四半期ごとの税抜価格に消費税10%をかけた金額を合算して算出する理解で宜しいでしょうか。 また、各支払回ごとの消費税について端数が生じた場合は、各四半期の最終支払回において調整を行う理解で宜しいでしょうか。	前段につきましては、四半期の税抜価格の固定料金と変動料金の合計に消費税10%をかけた金額とします。 後段につきましては、ご理解のとおりです。
174	事業契約書(案)	59	別紙 4-1	2	(3)	①		サービス対価C	「四半期ごとに、年間の支払額の4分の1相当額を～支払う」と記載されておりますが、端数が生じた場合は各年度の初回において、端数調整を行う理解で宜しいでしょうか。	各四半期の最終支払回において調整を行います。
175	事業契約書(案)	61	別紙 4-1	3	(2)	③		提供日数の見直し	入札説明書7ページには「提供食数に応じて変動しない調理や事務の人件費等にかかる費用が含まれ」とあるため、固定料金は提供日数によって変動しないものとしていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
176	事業契約書(案)	61	別紙 4-1	3	(2)	③		提供日数の見直し	提供日数が185日を下回った場合に固定費が見直しされるということですが、要求水準書P10では1年で195日(学校平均170日)の稼働日数を予定とございます。事業者側でコントロールが出来ない提供日数の下限設定となりますので、平均を計算した際の最低の日数あたりが妥当ではないかと存じます。ご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
177	事業契約書(案)	61	別紙 4-1	3	(4)			変更給食数	3段落目なお書きにて、「…小学校分の給食と中学校分の給食の…」とありますが、一方で要求水準書P.9 1.4.8.カ「配送校とその所在地」により中学校が19校と規定されております。配送校は、中学校のみとの理解で宜しいでしょうか。	誤植です。「小学校の給食と中学校分の給食の合計で」を削除します。
178	事業契約書(案)	62	別紙 4-1	4	(1)	①	ア	サービス対価の改定	「調理設備、調理備品、事務備品、食器・食缶等の調達・設置に係る工事は除く」となっておりますが、昨今の情勢により調理設備、調理備品、事務備品、食器、食缶等も建築資材等と同様に原材料の高騰による価格上昇が続いており、先行きも不透明な状況です。建築工事と同様のサービス対価改定の対象として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
179	事業契約書(案)	62	別紙 4-1	4	(1)	①	イ	サービス対価A	物価の上昇について社会的に大きな問題となっており、本事業でも柔軟かつ迅速な対応をお願いしたいと思えます。サービス対価Aについて「本契約の効力発生日から12か月を経過した後に」とありますが、本体工事の着手はもっと早くなると思えます。したがって、より実情にあった対応ができるように、「本体工事の着手日以降に」と変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
180	事業契約書(案)	62	別紙 4-1	4	(1)	①	イ	サービス対価A	サービス対価Aについて「本契約の効力発生日から12か月を経過した後に」とありますが、最近の急激な物価上昇も鑑み、「本体工事の着手日以降に」と変更願えないでしょうか。	No179を参照ください。
181	事業契約書(案)	62	別紙 4-1	4	(1)	①	ウ	サービス対価A	昨今、建設物価が激しく上昇しています。サービス対価Aの物価変動の条件について、「本契約の効力発生日から12か月を経過した後に確定している指数」とありますが、より、フレキシブルに物価の変動に対応するため、かつ物価変動の対象となる残工事分を明確にするためにも、「本工事の本体工事の着手日が属する月の指数が」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
182	事業契約書(案)	62	別紙4-1	4	(1)	①	ウ	サービス対価A	サービス対価Aの物価変動の条件について、「直近の3カ月の平均値」とありますが、より実情に即した物価変動に対応するためにも「本体工事の着手日が属する月の指数」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
183	事業契約書(案)	62	別紙4-1	4	(1)	①	ウ	サービス対価A	サービス対価Aの物価変動の条件について、「直近の3カ月の平均値」とありますが、急激な物価上昇が予測されることから、「本体工事の着手日が属する月の指数」と変更願えないでしょうか。	No182を参照ください。
184	事業契約書(案)	64	別紙4-1	4	(3)			表 サービス対価Cの改定の指標	サービス対価Cに含まれるその他費用についてですが、企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」が適用される、とのことでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	事業契約書(案)	64	別紙4-1	4	(3)			サービス対価の基本的な考え方	表 サービス対価Cの改定指標の運営費相当額(光熱水費相当分を除く)の指標は、企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」(日本銀行調査統計局)となっていますが、これに最低賃金の上昇率も指標として加えていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
186	事業契約書(案)	64	別紙4-1	4	(3)			サービス対価の基本的な考え方	表 サービス対価Cの改定指標の運営費相当額(電気代相当分)・(ガス代相当分)・(上下水道料相当分)は、今現在のような急激な燃料費用の高騰に追いつかない可能性が高いです。この場合には、別途協議していただけるという認識でよろしいでしょうか。	電気代相当分・ガス代相当分・上下水道料相当分の改定については、原案のとおりとします。なお、改定指標が不相当と判断される場合は、市と事業者で協議します。
187	事業契約書(案)	68	別紙4-2	3	(2)			サービス対価C(変動料金)	表中、「サービス対価C(固定料金)」との記載がありますが、(変動料金)の誤植でしょうか。	誤植のため、修正します。
188	事業契約書(案)	72	別紙6	1	(1)			建設工事保険	建設工事保険についてですが、標準的な免責金額として以下①・②を設定することでよいでしょうか(第三者賠償責任保険は⑥として免責金額が規定されている一方、建設工事保険については免責金額が規定されていないため、確認させて下さい)。 ① 火災・落雷・破裂・爆発による損害…なし ② その他の損害…10万円	提案に委ねます。
189	事業契約書(案)	74	別紙7					別紙7	別紙7の備品リストに記載する項目は引渡し終了後に所有権が市に移転するもので、事業者の持ち込みは含まないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
190	事業契約書(案)	76	別紙9					モニタリング対象	モニタリングの結果減額が発生する可能性があるのは、あくまでも開業準備業務及び維持管理・運営業務との理解でよいでしょうか。(施設整備業務はモニタリング対象ではあるが、減額はなし)	開業準備業務及び維持管理・運営業務については、モニタリングの結果減額が発生する可能性があります。また、設計・建設業務のモニタリングは、第31条に基づき実施します。
191	事業契約書(案)	77	別紙9	2	(2)			維持管理業務の不履行又は不完全履行	「表 要求水準未達の分類」において、基準1(レベル2)、基準2(レベル6)のみ記載がありますが、ほかのレベルはありません。すなわち、維持管理業務については、レベル2、レベル6のみが発生する想定ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	事業契約書(案)		別紙10					サービス対価の減額	減額ポイントに関する基準が示されておりますが、ポイント付与される場合の詳細については別途協議という理解でよろしいでしょうか。また、事業者側が要求水準書を上回るサービス提供が行われる場合もございますので、加点ポイント付与についても協議させていただけないでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、加点ポイントは想定していません。
193	事業契約書(案)	81	別紙10					減額ポイントに応じた減額	減額対象は、ミスがあった対象業務の委託費だけではなく、当該四半期の委託費全体が対象となりますでしょうか。例えば配送業務のみに起因して委託費の減額が発生した場合にも、配送業務費だけでなく、維持管理・運営費全体が減額されるのでしょうか。	当該四半期の委託費全体を対象とします。
194	事業契約書(案)	83	別紙11					保証書(案)	什器備品等・車両の調達・搬入設置業務は複数の企業で分担する予定でございますため、保証書の範囲から免除または保証書の範囲を各企業の受託業務とさせていただきますでしょうか。	保証書における保証の範囲は、当該直接請負人等の受託業務の範囲とします。
195	事業契約書(案)	83	別紙11					保証書(案)	配送車両の調達において調達方法をリースとする場合は連帯保証が不要だと思われそうですが、そのような理解でよろしいでしょうか。	配送車両は、保証書の対象とはしません。
196	基本協定書(案)	6	12条					付帯事業の実施	3項において、付帯事業を実施できない場合に市から損害賠償請求を受けることがあるとのことですが、付帯事業についてはあくまで付帯事業実施事業者による独立採算事業ですので、実施できないことによる損害賠償は過度な負担を強いていると思われまます。事前に貴市と協議の上、やむを得ない事情がある場合においては、その限りではないとの理解で宜しいでしょうか。	市と付帯事業実施事業者との協議により実施を決定した付帯事業を付帯事業実施事業者の責めに帰すべき事由により実施できない場合には、市が損害賠償を請求することがあります。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
197	基本協定書(案)	6	12条	1項				付帯事業の契約書	付帯事業を実施する場合、市と付帯事業実施事業者との間で契約書を締結する理解で宜しいでしょうか。その場合の契約書(案)があれば事前に公表頂けませんか。	付帯事業は、市が行政財産の使用許可を付与することにより実施していただきます。使用許可書の内容は、神戸市公有財産規則第27条に基づき、実施する付帯事業の内容に応じて作成します。
198	基本協定書(案)	別紙1						設立時の出資者一覧	表中、「事業予定者の役員(氏名)の当該出資者における役職」とありますが、こちらには何を記載すればよいのでしょうか。SPC出資者と、SPC役員を輩出する企業は必ずしも一致しないと考えます。(どの出資企業からSPC取締役、監査役を出すのか程度を記載する、ということでしょうか。)	出資企業から事業予定者の役員を排出する場合の当該役員の名と当該出資企業での役職を記載してください。
199	落札者決定基準	4~7	3.3.4.	(1)				加点項目審査の基準	それぞれの配点が15~50点ございますが、この配点に採点基準のA~Eの採点レートを掛けた点数が配点となるのでしょうか。それとも配点の中に小項目が有り、それぞれに採点基準の採点レートを掛け、その合算が配点されるのでしょうか。(例)a-①事業実施方針、実施体制、配点50点に評価項目が4項目記載されています。この4項目にそれぞれ配点があり、その合計が50点という事でしょうか。その場合は各項目の配点を公表頂けないでしょうか。	採点方法は、神戸市学校給食センター整備・運営PFI事業者選定委員会が決定するため、公表できる資料はありません。
200	落札者決定基準	7	3.3.4	(1)	f)			地域経済(定量評価)	「市内事業者への発注額」についてですが、あくまでもSPC構成員における市内事業者への発注額が問われている、との理解で宜しいでしょうか。下請け業者(市内企業)への業務の一部の再委託額などを含めるのでしょうか。また、「市内事業者」とは、「神戸市内に本店・本社がある企業」という理解で宜しいでしょうか(支店や営業所のある事業者は含まない)。	「市内事業者への発注額」は、様式集「様式38-1-2」で提案していただく構成員である市内事業者への発注額と構成員である市外事業者から再委託若しくは一次下請けである市内事業者への発注額の合計金額が対象となります。市外事業者から再々下請若しくは二次下請け以降の市内事業者への発注額は対象としません。
201	落札者決定基準	7	3.3.4.	(1)	f)	③		その他に関する提案	付帯事業の提案について入札段階では、実施する事業は最終的には決めず、複数の候補事業を検討しておき、実際に落札が決定した後に、市からの詳細な条件をもとに付帯事業の最終決定を行う提案は可能でしょうか。	複数の候補事業を提案していただくことで構いません。ただし、提案のあった付帯事業をすべて実施することもありますので確実に実施できる付帯事業を提案してください。
202	様式集	3	1.5.3.	(3)				企業名	「様式24,25以外の提案書には、入札参加グループの構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示は、一切しないこと。」と御座いますが、様式24,25は別の様式番号の誤記でしょうか。	様式24,25は記名、押印が必要なため、原案のとおりとします。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
203	様式集	3	1.5.3.	(3)				正本 (企業名対応表)	様式24,25以外の提案書には、入札参加グループの構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示は、一切しないこと。と記載ありますが、正本には企業名対応表を別途付ける形とし、提案内容は副本と同じの対応でも問題ありませんでしょうか。	企業名対応表は必要ありません。
204	様式集	3	1.5.3.	(3)				企業名	「様式24,25以外の提案書には、入札参加グループの構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示は、一切しないこと。」と御座いますが、構成員以外の企業(例えば下請企業や金融機関、保険会社など)を提案書内で記載する場合は、企業名を記載しても問題ない認識で宜しいでしょうか。	構成員以外の企業についても、企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示は、一切しないでください。
205	様式集	3	1.5.3	(6)				提案書	様式ごとにインデックスを付ける事とありますが、インデックスを付ける作業が膨大なため、1(事業計画に関する提案)、2(設計・建設に関する提案)毎にインデックスを付けることに変更していただけますでしょうか。	必須項目提案書及びその内訳、加点項目提案書及びその内訳の位置がわかるようにインデックスを付けること(インデックスをページ1枚として差し込む形式も可)に変更します。内訳は、様式ごとではなく、事業計画に関する提案、設計・建設に関する提案などの区分がわかればよいこととします。
206	様式集	3		(6)				インデックスについて	様式ごとにインデックスを付けること。と書かれておりますが、項目毎にインデックスを差し込む形の対応にさせて頂けないでしょうか。 例)1.事業計画に関する提案、2. 設計・建設に関する提案…等、 インデックスをページ1枚として差し込む形式	No205を参照ください。
207	様式集	4	2.2	(1)				記載内容及び方法(図面集)	調理設備リスト、各種備品リスト(調理備品含む)は共にA3サイズ1枚以内となっておりますが、記載点数が多いため1枚で収まらない可能性が高く、収まる場合も文字のフォントがかなり小さくなり読めないおそれがあります。よって、枚数を任意としていただけないでしょうか。	調理設備リスト及び各種備品リスト(調理備品含む)のページ数は、「任意」に変更します。
208	様式集	4	2.2	(1)				図面集	「調理設備リスト、各種備品リスト(調理備品含む)」について、枚数制限が1枚とありますが、リストに表記する点数が多く、1枚だと作成が困難なため、枚数制限を任意にしないでいただけないでしょうか。	No207を参照ください。
209	様式集	4	2.2.	(1)				図面集	調理設備リスト、各種備品リスト(調理備品含む)は共にA3サイズ1枚以内となっておりますが、記載点数が多いため1枚で収まらない可能性が高く、文字の大きさもかなり小さくなります。よって、枚数を任意としていただけないでしょうか。	No207を参照ください。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
210	様式集	4	2.2	(1)				記載内容及び方法(図面集)	施設平面図(各階)の指定枚数が2枚以内とありますが、要求水準書内で「本件施設は複層階(3階建て)を想定している」とあり、各階ごとの平面図を示すには、枚数が不足しています。よって、3枚以内もしくは任意としていただけないでしょうか。 また、同様に調理設備配置図についても、複層階を想定する場合、1枚以内では記載できない範囲が生じるため、3枚以内もしくは任意としていただけないでしょうか。	施設平面図(各階)及び調理設備配置図のページ数は、「3枚以内」に変更します。
211	様式集	4	2.2	(1)				図面集	施設平面図は2枚以内(1/200)とありますが、複層階(3階建築)の場合、1階、2階、3階、R階を2枚に収めることが困難です。枚数、もしくは縮尺を変更して頂けませんでしょうか。	No210を参照ください。
212	様式集	様式27-5						(5)資金調達計画及び返済計画	様式内において「(5)資金調達計画及び返済計画(A4判1枚以内)」との記載と、注意事項1における、「枚数に制限はないが、必要最小限の枚数で簡潔に作成すること。」との、枚数について2つの記載があります。どちらが正しいでしょうか。	枚数制限は設けませんが、必要最小限の枚数で簡潔に作成してください。
213	様式集	様式27-6						<市のライフサイクルコスト>	市税収(法人市民税、事業所税)を記載することになっていますが、本事業を実施するにあたりSPCは事業所税の課税対象でしょうか。	特別目的会社の本店所在地が神戸市内となるため、課税対象と判断される可能性があります。神戸市行財政局税務部法人税務課(事業所税担当)に相談ください。
214	様式集	様式27-6						様式27-6	千円単位にて記載と御座いますが、千円未満を四捨五入して記載するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	様式集	様式27-6						様式27-6	DSCRの算定について、劣後ローン借入は資本金と同等に見なせるとの考え方により、SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算にも含まない(元利金は優先ローン借入のみとして算定)場合、本様式のDSCR計算についても、元利金は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです
216	様式集	様式27-6						様式27-6	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。	DSCRを含む評価指標の算出は、発生主義で計算してください。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
217	様式集	様式27-6						様式27-6	各評価指標はR4年度の左に記載すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	様式集	様式27-6						様式27-6	各評価指標は小数点第二位まで記載(小数点以下第三位を四捨五入)などのご指定は御座いますでしょうか。	小数点第2位まで記載し、小数点以下第3位を四捨五入してください。
219	様式集	様式27-6						様式27-6	本事業において事業所税が課税される場合、事業所税の税率変更リスクは実施方針20頁リスク分担表(案)整理NO.5に該当し、貴市の負担となる理解で宜しいでしょうか。 事業所税は事業者の利益に対して課税されるものではないため、事業所税の税率変更に伴う納付額の増加が、特定目的会社の収支計画の悪化要因となり、事業の継続が困難になる可能性も想定されますので、事業所税の税率変更リスクは貴市の負担としていただきますようお願いいたします。	事業契約書(案)第90条第2項に規定するとおり、事業所税の税率変更に伴うサービス対価の増額は市が負担します。
220	様式集	様式27-6						様式27-6	SPC清算に係る費用等の計上のため、令和22年度の列を追加しても差支えございませんでしょうか。	令和22年度の列を追加しても構いません。
221	様式集	様式28-6④						調理備品、食器・食缶等見積書	食器・食缶等は数量・種類が明確なので明細を記載しますが、調理室内で使う調理備品は、1点1点の単価が安く、数量・種類が膨大なため、一式の金額計上で記載してもよろしいでしょうか。	数量・種類が多くなっても構わないので、すべての調理備品を記載してください。
222	様式集	様式30-2						維持管理費見積	欄外の記載に「年間費用見積額には事業期間中に発生する費用を平準化した額を記載してください。」とありますが、事業期間中の修繕金額は、平準化し記載すれば良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
223	様式集	様式30-2						維持管理費見積	欄外の記載に「年間費用見積額には事業期間中に発生する費用を平準化した額を記載してください。」とありますが、記載する欄は「8.長期修繕計画作成業務」を「修繕業務」に修正し記載すれば良いでしょうか。また、その場合、長期修繕計画書の作成は、修繕業務の一部として実施し、費用は修繕費と合計して記載すればよいでしょうか。	「8.長期修繕計画作成業務」には、長期修繕計画の作成費用を記載してください。修繕・更新費用は、修繕・更新を業務に含む「1.建築物保守管理業務」から「5.事務備品保守管理業務」に各業務に応じて記載してください。
224	様式集 要求水準書	様式31-2						運営見積書 (車両調達費)	事業契約書(案)の別紙4-1では配送車両調達費がサービス対価Aですが、様式31-2では運営費見積りになっております。様式28-6①の初期調達費見積りに変更していただくことは可能でしょうか。また、要求水準書も同様に2.2.8の次項に「車両調達業務」と追記していただけますでしょうか。	事業契約書(案)別紙4-1(p57)の表中の区分:サービス対価A、内訳:設計・建設費の構成される費用の内容のうち、配送車調達業務は削除します。

<入札説明書等に関する質問に対する回答(7月4日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
225	様式集	様式 37-6						食育推進	「児童・生徒にとって魅力ある提案がなされているか」とあるが、本事業は中学生を対象とした給食提供事業であるが、食育についての対象は小学生も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	様式集	様式 37-7						(6)周辺環境への 配慮	様式37-7について、(6)周辺環境への配慮とありますが、(7)周辺環境への配慮の誤記でしょうか。	誤植のため、修正します。
227	様式集	様式 38-1- 2						地域経済②	市内事業者への発注額とあるため、この様式で記載する対象には、事業を実施するうえで市内雇用する人件費や宿泊費等は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。